

令和8年度（2026年度）熊本市国民健康保険特定保健指導業務委託契約書(案)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）等について、委託者 熊本市 と受託者 _____医師会との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に実施し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

（委託業務）

第2条 委託者が受託者に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」、「標準的な健診・保健指導に関するプログラム」に基づき行うこと。情報通信技術を活用した遠隔面接を実施する場合は、併せて「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き」（厚生労働省）に基づくものとする。

2 業務は、受託者の会員の医療機関（以下「実施機関」という。）で行うものとする。

3 特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、受託者が請求を代行する場合は、受託者が取りまとめのうえ、委託者の委託を受けて決済を代行する熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 特定保健指導は、委託者が発行する被保険者証及び特定保健指導利用券の交付を受け、かつ特定保健指導時にその両方を提示した者を対象とし、実施機関において特定保健指導区分及び有効期限等券面の内容を十分に確認のうえ、実施するものとする。

（履行期間）

第4条 この契約の履行期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関又は他の健診機関が前項の履行期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく特定保健指導を行う対象者に限り、当該特定保健指導の終了する日（実績評価の完了日、または脱落や資格喪失による途中終了日）までを履行期間とする。

（業務委託料）

第5条 業務委託料は、「別紙1 内訳書」のとおりとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金については、免除する。

（業務委託料の請求）

第7条 受託者若しくは実施機関は、行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3か月以上経過後に行う評価）終了後に、遅滞なくその結果を取り

まとめ、第5条に定める業務委託料について、「別紙1 内訳書」に定める支払条件に基づき、国保連合会に請求するものとする。

- 2 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を原則実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。
- 4 第2項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、委託者が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（業務委託料の支払い）

第8条 委託者は、受託者若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末日までのものは翌々月の末日。）を基本として、委託者と国保連合会との間で定める日に、実施機関に国保連合会を通じて業務委託料を支払うものとする。

- 2 委託者及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて受託者若しくは実施機関に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた業務委託料については、当該業務委託料を支払った委託者に対し当該実施機関が有する業務委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 受託者若しくは実施機関は前項の返戻を受けた場合において、再度第7条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第9条 実施機関において、被保険者証と特定保健指導利用券の両方を確認せずに実施した場合は、実施機関の責任・負担とし、委託者は業務委託料を支払わないものとする。

- 2 実施機関において、被保険者証と特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により実施機関に過失がないと委託者が判断した場合は、委託者の責任・負担とし、委託者は業務委託料を国保連合会等を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、受託者の責任・負担とし、委託者は業務委託料を支払わないものとする。
- 4 実施機関において、被保険者証と特定保健指導利用券の両方を確認したにも関わらず、年度途中で被保険者資格を喪失した等の理由で、国保連合会を通じた費用決済が出来ない場合は、委託者と協議後、直接請求するものとする。

5 実施機関は、特定保健指導期間中に利用者が被保険者資格を喪失したと判明した時点で、利用者に対し特定保健指導の利用を停止させるものとする。この場合、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを国保連合会へ送付し、委託者は、利用停止までの特定保健指導の実績に応じた費用を国保連合会を通じて実施機関に支払うこととする。ただし、資格喪失後に特定保健指導を利用していた場合は、委託者と協議後、直接請求するものとする。

6 特定保健指導の実施中に資格喪失以外の途中脱落もしくは途中終了した場合は、委託者はその時点までの特定保健指導の実績に応じた費用を国保連合会を通じて実施機関に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受託者及び実施機関は、委託者が受託者に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、受託者あるいは実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規定の概要」において委託することを、あらかじめ、明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 受託者及び実施機関は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(事故及び損害の責任)

第12条 委託者は、受託者及び実施機関が保健指導業務中に被った災害については、委託者と受託者が協議のうえ、これを補償する。

2 保健指導業務を遂行中に発生した事故等については、委託者と受託者が協議のうえ、処理するものとする。

3 前項の事故が業務従事者の故意又は重過失により生じたときは、当該業務従事者がその責任を負うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第13条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合、受託者は、遅延日数に応じ、業務委託料にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 委託者の責めに帰すべき事由により、第8条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

3 前2項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(個人情報保護)

第14条 受託者及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定保健指導の記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者にも守秘義務を課す等、「別紙2 個人情報の取扱いに関する特記事項」や個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づ

き、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等関係法令を遵守するものとし、第10条、第11条に規定する者についても同様とする。

- 2 前項の取り決めについては、受託者と実施機関との契約等において、両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第15条 委託者は、保健指導機関に関する「重要事項に関する規定の概要」に関する受託者及び実施機関の公表内容若しくは業務委託参加申請時に提出した「特定保健指導の外部委託基準に関する調書」に関し詳細を確認する等、委託者が必要と認めるときは、受託者に対し、実施機関における業務状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

- 2 委託者から前項の照会があった場合、受託者は、速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第16条 委託者又は受託者は、委託者又は受託者がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

- 2 前項に関わらず、委託者は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規定の概要」に関する受託者及び実施機関の公表内容若しくは「特定保健指導の外部委託基準に関する調書」に関する提出内容について事実と異なり、それにより委託者に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

- 3 委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号及び次条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (7) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (8) 受託者が(1)から(6)までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((7)に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- (9) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(談合行為等に対する解除措置)

第17条 委託者は、前条第1項から第3項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

(補則)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

(特記事項)

第19条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

【電子契約の場合】（上記文言を本文に修正し、押印欄を削除する。）

この契約の成立の証として、本書の電磁記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名のうえ、各自その電磁記録を補完する。

令和8年（2026年） 月 日

委託者 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
熊本市長 大西 一史 印

受託者 住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

内 訳 書

区分		1人当たり 業務委託料単価 (消費税含む)	支払条件※
特定 保健 指導	動機付け支援	円	初回面接による支援終了後に8割を支払い 評価終了後に残り2割
	積極的支援	円	初回面接による支援終了後に左記金額の4割を支払 残る6割は評価終了後に支払(内訳: 継続的支援分5割、3か月以上経過後 評価支援分1割) 支援実施中に脱落等により終了した 場合は、「(左記金額×継続的支援分5 割) × (実施済ポイント数/契約ポ イント数)」の金額を支払

※ 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で少数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※ 原則として、評価まで必ず実施すること。資格喪失又は途中脱落以外の理由により評価が実施できない場合は、電話、FAX又は書面等により3回以上連絡を行い、評価実施に努めること。3回以上連絡を行ったにもかかわらず確認が取れず評価が実施できなかったときは、当該対応の記録を保存し、国保連へ確認回数を報告することにより終了したものとみなす。

※ 初回面接を分割して実施する場合において、初回面接の1回目を実施した後、やむを得ない事情により2回目を実施できず、初回面接による支援が未完了となったときは、当該委託料は、初回面接による支援終了後の金額の5割とする(実施機関の責により未完了となった場合を除く。)

【動機付け支援 円(消費税含む) 積極的支援 円(消費税含む)】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報（個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を秘密として保持しなければならない。第三者への提供、開示、漏えい等をしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従業者への周知)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等のため、個人情報の管理について必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を、委託者の承諾なしに、個人情報を取り扱う場所以外に持ち出してはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の制限)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に使用してはならないものとする。

(再委託の制限)

第7条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。ただし、委託者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定に基づき第三者に再委託をする場合は、再委託に係る個人情報の安全が図られるよう、再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、この特記事項で定められている受託者の義務と同等の義務を当該第三者に負わせなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第8条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 受託者は、この契約が終了したとき、又は解除されたときは、次に掲げる事項を履行しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- (1) この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の全部を委託者に返還し、又は引き渡すこと。
- (2) この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の電子データをその記録媒体等から完全に消去し、又はその記録媒体等を適切に廃棄すること。
- (3) 委託者から前号の規定による消去及び廃棄の実施を証する書面の交付を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

(実地調査)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 受託者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除)

第12条 委託者は、受託者がこの特記事項の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により自己に損害が生じた場合においても、委託者に対し損害の賠償その他一切の請求をすることができない。

(損害賠償)

第13条 委託者は、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、委託者に損害が生じたときは、受託者に対して損害賠償の請求ができるものとする。

(損害賠償額の予定)

第14条 受託者がこの特記事項の規定に違反した場合は、委託者は、損害の発生及び損害額の立証を要することなく、受託者に対して、委託金額の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として請求するものとする。この場合において、受託者は、委託者が指定する期日までに当該違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額(直接委託者に生じた損害額に加え、委託者が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士費用その他専門家に支払った費用を含むが、これに限られない。)が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える分について受託者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。